

第24期第23回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和4年4月5日(火曜日) 13:30～14:45

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第11番	高橋征三
第2番	岡田充	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第5番	塩見敏夫	第15番	土岐若水
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松木ワカ子
第9番	宇野賀津美	第19番	山口三七夫
第10番	古川一豊		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第9番	田坂健次
第2番	安藤育雄	第10番	眞鍋哲哉
第3番	加藤宏司	第11番	竹林義孝
第4番	岩崎紀生	第12番	池田辰夫
第5番	小野義尚	第13番	高橋秀実
第6番	井下八郎	第14番	神野鉄治
第8番	藤田隆		

(3) 欠席委員 1人

推進委員 第7番 高橋眞次

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	近藤弘二	事務局次長	藤田美保
農地係長	松本聡	農政係長	中森由紀子
主事	井上貴清	会計年度任用職員	齊藤麻里

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 最適化活動の記録及び点検・評価について



13時30分開会

近藤事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員19人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。桜が満開の季節になりました。24節気の一つでございます清明という時期でございます。春分から数えて2週間過ぎたころと言われております。世の中で生き生きとしている様子ということで、草花が活気付いて清々しい時期になっておるということでございます。新たな気持ちでもって、農繁期に向けていろいろ準備をされているのではないかと思いますけど、新たな気持ちで新居浜の農業振興にお力添えをいただいたらと思います。

それでは、ただいまから第23回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議案につきましては、農地関係が議案第1号から議案第5号まで、農政関係は「最適化活動の記録及び点検・評価について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において渡邊 勝俊委員と松木ワカ子委員を指名いたします。両委員さんよろしく願います。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次を

お開きください。

議案中、第1号から第3号までは決議事項、第4号及び第5号は意見事項となっております。加えまして報告事項が1件、参考事項が1件ございます。

藤田会長

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供しますが、曾我部 英敏委員、渡邊 勝俊委員、加藤 宏司委員及び田坂 健次委員が関係しておりますので、退室願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田48筆、畑5筆、合計面積43,517.68平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

4番の(1-1)さんから35番の(1-32)さんまでの32件ございまして、内訳といたしましては、新規設定が1件、再設定が31件。期間は、1年間で2件、3年間で27件、5年間で2件、6年間で1件。利用権の種類は、使用貸借権が29件、賃貸借権が3件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議よろしくお願いたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、4番から35番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、片上委員。

片上委員

ほとんどが使用貸借と思うのですが、過去にこういった

契約をされていてトラブルになったとかの事例はあるのでしょうか。

松本農地係長

私が担当して1年しか経ってないのですが、担当してから特にトラブルになったということはないです。

藤田会長

事務局から話を聞いても、そういった話は聞いたことがないです。はい、寺尾委員。

寺尾委員

全部、再設定ですね。トラブルがなかったということですね。

松本農地係長

再設定をする前に、耕作者と土地の所有者と両方に意向調査、アンケート調査をしております、そこで特にトラブルもなく、それぞれが耕作をしてほしいとか、作るということをちゃんとお返事をいただいておりますので、その辺りは問題ないと考えております。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。はい、安藤委員。

安藤委員

7番の船木長野なのですが、土地の面積が851.68平方メートルで農地の場合はコンマ00になるのではないですか。

松本農地係長

今回の7番につきましては一部農地ではないところ、例えば公衆用道路であったりだとかが入っていますので、その部分を差し引いた実際に耕作できる場所がその平米数であるということでございます。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第1号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員の入席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

7ページを御覧ください。

議案第2号「特定農地貸付けの変更について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第2号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定による変更申請につきまして、説明をいたします。

8ページをお開きください。

1番、実施主体は新居浜市自然農園を育てる会(2-1)さん。

内容は令和3年5月6日の農業委員会総会にて承認を受けた内容からの農地面積の変更でございます。

変更後の農地につきましては、お手元に配布いたしております「特定農地貸付けの用に供する農地一覧」の1ページから3ページまでのとおりとなります。

今回の申請につきましては、一部農地の合意解約に伴い面積が減少するもので、周辺の農地への影響はなく、貸付規程の変更もないことから、承認時の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の要件には影響しないものと考えます。

御審議よろしくお願いたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「特定農地貸付けの変更について」を原案のとおり決定させていただきます。

松本農地係長

きます。9ページを御覧ください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、10番から14番までの5件でございます。10ページをお開きください。

第10番、11番、13番及び14番につきましては、譲受人が同一でございますので、一括して説明させていただきます。

まず、10番、角野新田町二丁目、田1筆、面積456平方メートル、次に、11番、角野新田町二丁目、田3筆、面積1,599平方メートル。

11ページを御覧ください。

13番、萩生字本郷、田2筆、面積737平方メートル、12ページをお開きください。

14番、萩生字本郷、田1筆、面積766平方メートル、全てを合計いたしますと、3,558平方メートルでございます。

譲受人は、現在、3反ほどの農地を家族で耕作しておりまして、今回、経営規模拡大を図るため、申請地を取得しようとするものでございます。

申請地は、農道及び水路が整備された農地で、隣地との境界も明確であり、周辺への影響についてはないものと思われま。

なお、許可後は、果樹の栽培を予定しております。

11ページにお戻りください。

次に、12番、寿町、畑1筆、面積117平方メートル、譲受人は、(3-3)さんです。

譲受人は、現在、4反5畝ほどの農地を家族で耕作しておりまして、今回、経営規模拡大を図るため、申請地を取得しようとするものでございます。

申請地は、道路に面した整形な農地で、隣地との境界

も明確であり、許可後は、季節野菜の栽培を予定しておりますことから、周辺への影響についてはないものと思われま

す。また、議案書及びお手元に配布いたしております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。御審議よろしくお願

藤田会長

いいたします。ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきま

しては、10番及び11番は小野 春雄委員から、12番は古川 一豊委員から、13番及び14番は高橋 秀実委員から、それぞれ報告をいただきます。まず小野委員お願いします。

小野(春)委員

10番と11番に関して説明させていただきます。3月17日に(3-1)さんのところにお邪魔しまして今回の申請内容、本人の農耕作に関する意欲といろいろ聞かせていただきました。ご本人さんは規模拡大ということで農地を購入、稲作を始め野菜等々手掛けているのですが、本業は車関係の販売、修理を行いながら平行して行っております。それで、初めて農作について聞いたのですが、この方は非常に器用な方で農作物に関しましての耕作意欲はもの凄いものがありまして、話しを聞いていたらびっくりすることばかりでした。一例としまして、自分で農作物のさつまいも、これを譲っていただいた中古のリアカーを、全部塗装をし直したり、整備し直しまして自分で焼き芋を作るほどの器用気のある方です。そして、高校の文化祭、各地のイベントに自ら栽培した農作物、地産地消というような基本形で皆さんに楽しんでいただけると、それと、もう一つ驚いたのは今後こういうように農作をやることに関して別なのですが、ご本人さん及び奥さんこの二人がメインでやられているのですが、松山の農業大学へ夫婦で入学しましていろいろ農業の勉強もされて、本当に農業に関しての前向き

な姿勢にはびっくりいたしました。今後、角野新田町の方で土地を所有したりするのですが、この方の人柄、前向きな姿勢、いろいろなことに関して責任感の強い方でもありますし、今回の申請を受理していただいて今後の農地の発展に寄与してくれるものと確信しております。御審議の方をよろしくお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。

次に古川委員お願いします。

古川委員

失礼します。申請地は現在畑として利用されております。地域との調和要件は特に問題ありません。その他、参考事項といたしまして譲受人は以前にも出たと思うのですが、この頃、農地を取得して頑張っております。譲受人は耕作意欲もあり、また、申請地は譲受人の自宅に近いし、所有している農地と隣接しております、一体農地として利用したいということがございます。特に問題なく許可しても差し支えないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。

次に高橋委員お願いします。

高橋(秀)委員

それでは、13番、14番について御報告をさせていただきます。3月19日に現地と譲り受人の(3-1)さんとお会いして、話しをお伺いしました。申請地については、13番、14番で3筆あるのですか、実際は2畝から3畝の非常に狭い段々の田んぼが連なっているような場所になります。この申請地につきましても3年程前まで近所の譲渡人の親戚の方が田んぼを作って稲作をしていたんですけども、高齢になると同時に先程説明しましたように、非常に田んぼが狭くて農業機械を使っても効率が悪いということで田んぼを作るのを止めてしまっていました。ここ3年間くらいは年に1回くらい草刈りをする程度で管理はされていたのですが、年に1回の農地パトロールの日には耕作放棄地になるのではない

4番、中筋町一丁目、田1筆、申請人は、(4-1)さん。
内容は賃貸共同住宅1棟177.23平方メートル、農
地区分はその他の農地である第2種農地と判断されま
す。

5番、八雲町、田1筆、申請人は(4-2)さん。内容は
自己住宅84.88平方メートル、一体利用地として議案
5号57番で同時申請の田226平方メートルがあり、
農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断
されます。

以上4番及び5番のいずれの事案につきましても、申
請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、
転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認
められるものであることを、事務局より報告させていた
だきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、4番及び5番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見
を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の
転用について」を許可相当として県知事に意見を送付い
たします。

15ページを御覧ください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」
を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。
す。

井上主任

議案第5号は農地法第5条第1項の規定による権利移
動を伴う農地転用の申請で、申請件数は17件です。

16ページをお開きください。

57番、八雲町、田2筆、譲受人は(5-1)さん。

内容は宅地分譲1区画及び進入路、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

58番、上原一丁目、畑1筆、譲受人は(5-2)さん。

内容は貸し露天資材置場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

59番、萩生字旦ノ上、田1筆、譲受人は(5-3)さん。

内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

17ページを御覧ください。

60番、萩生字本郷、田3筆、譲受人は(5-4)さん。

内容は露天駐車場、一体利用地として、山林2,360平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

61番、大生院字戸屋鼻、畑1筆、譲受人は(5-5)さん。内容は障がい者グループホーム203.47平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

62番、上原四丁目、畑3筆、譲受人は(5-6)さん。

内容は建売住宅3戸366.63平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

18ページをお開きください。

63番、上泉町、田1筆、譲受人は(5-7)さん。

内容は賃貸共同住宅2棟317.36平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

64番、田の上一丁目、畑1筆、譲受人は(5-8)さん。

内容は自己住宅97.72平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

65番、新須賀町一丁目、田2筆、譲受人は(5-9)さん。内容は建売住宅7戸440.9平方メートル、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可についても別途申請されています。農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

19ページを御覧ください。

66番、庄内町三丁目、畑1筆、譲受人は(5-10)さん。内容は自己住宅50.6平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

67番、北内町四丁目、田1筆、譲受人は(5-10)さん外1名。内容は自己住宅118平方メートル、一体利用地として、公衆用道路75.00平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

68番、船木字元船木、畑1筆、譲受人は(5-12)さん。内容は露天資材置場及び露天駐車場、農地区分は申請地から概ね300メートル以内に新居浜ICが存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。20ページをお開きください。

69番、東田二丁目、畑筆、譲受人は(5-13)さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

70番、下泉町一丁目、畑1筆、譲受人は(5-14)さん。内容は貸し露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

71番、宇高町五丁目、畑2筆、譲受人は(5-15)さん。内容は自己住宅及び宅地進入路129.05平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

21ページを御覧ください。

72番、船木字国領、田2筆、譲受人は(5-16)さん。

内容は建売住宅5戸248.43平方メートル、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可についても同時に申請されております。農地区分は上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500メートル以内に医療機関である、かとうクリニック及び大橋胃腸科肛門科外科が存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

73番、大生院字岸影、田1筆、譲受人は(5-17)さん外1名。内容は貸し露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、57番から73番のいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、57番から73番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

22ページをお開きください。

報告事項は「農地所有適格法人の令和3年度事業報告について」です。事務局から報告をお願いします。

松本農地係長

農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の事業報告につきましては、第2番の1件でございます。

第2番、(6-1)さんから、農地所有適格法人報告書が提出され、いずれも議案書に記載のとおり農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたのでご報告いたします。

藤田会長

ありがとうございました。

続きまして、23ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時15分から総会を再開いたします。

(休憩)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、「最適化活動の記録及び点検・評価について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

中森農政係長

それでは、御説明いたします。

資料を御覧ください。

農林水産省が、令和4年2月2日付けで発出した「農業委員会による最適化活動の推進等について」の通知です。文章の中段、「この点」からになりますが、「農業委員会は、最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化

活動の目標に照らして点検・評価を行った上で公表することが重要である」と、農業委員会が最適化活動を実施するにあたっての考え方が示されています。目標については、3月18日の第22回総会において、令和4年度の目標を定めましたので、実際に活動した状況を記録し、点検・評価を行った上で、公表することになります。記録する内容についてもこの通知で決まっております。

それでは、実際につけていただく活動記録簿について、説明いたします。2022年農業委員会活動記録セットの10ページを御覧ください。活動の例が記載されております。今までつけていた活動記録簿には主に総会に出席した、農地パトロールをした、景観ほ場の草引きをした等の活動について記録されていたと思いますが、それらの活動の他に、日々の営農活動や生活のワンシーンも最適化活動になるということです。具体例の上から4番目には、「〇さんから電話で農地バンクに農地を貸し付けたいと相談を受けた」とありますが、このように実際に会わなくても電話で話したことも活動の一つになります。また、6番目には、「朝、田んぼに行く際に周りの農地の無事を確認した」とありますので、農作業に行くついでに見回ったというのも最適化活動になります。

次に11ページ、12ページには、実際どのように記入するのか記入例が記載されております。まずは、活動した月日、それに要した時間、10分程度の立ち話でも構いませんので記入してください。そして、内容については、中段に詳細という欄がありますので、具体的にどのようなことをしたか記入してください。その活動に対して相手がいたのであれば、「活動の相手」の欄に、その活動により成果があれば活動成果の欄の該当するところに〇をつけてください。その活動内容によって一番上の日時の下にある項目の欄の大小のところに数字をいれていただきます。詳しくは、3ページから9ページに

記録簿のつけ方について記載がありますので、参考にしてください。とにかく、活動をしたときには、忘れないうちに活動記録簿に記入するということから始めていただいたらと思います。

次に、106ページを御覧ください。こちらは、月ごとの集計表になります。毎日の活動記録簿をもとに集計表に合計を記入していただきます。ここまでが毎月の作業になります。

毎月の活動記録簿については、今までと同様、翌月の総会の時に事務局に提出をお願いします。毎月の集計表については、その年度の達成状況について点検・評価をする必要がありますので、年度が終わったら提出していただくこととなります。

以上で説明を終わります。

藤田会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが御意見、御質問はございませんか。はい、村上委員。

村上委員

ちょっと理解していないのですが、81ページの農業委員会活動記録帳とあるのですがこれはどうしたらいいのですか。

中森農政係長

1ページ目の一番下の欄に説明があるのですが、農業委員会記録帳81ページ、活動記録簿に書ききれなかった場合に内容を記録していただく用で使っていただけたらと思います。

藤田会長

1ページから使い方と明記されておりますので、今すぐここが分かりにくいとかあろうかと思いますが、付けていきながら不審な点や、分かりにくい点はお尋ねいただいたらと思います。はい、藤田（健）委員。

藤田（健）委員

急な話で頭の中にはちょっと入らないので、最小限どれを書いて出したらよいというのはないですか。今まででしたら、1枚のあれを出せばよかったのですが、今回みたいに、見たら全部書かなくてはいけないのかと思っ

たり。

中森農政係長

急にたくさん書かなくてはならないような冊子になってしまっているの、内容としては13ページからの活動記録簿で1件、1件書いて頂くというようになるのですが、総会に出席したで半分使っていただいてあと、見回りしていただいたらナンバー2のところを書いていただいて、急にいっぱい書かなくてはいけなくなったので大変だと思うのですが、できる範囲で構いませんのでよろしくをお願いします。

藤田（健）委員

例えば最小限これは出して下さいというのを教えてください。

中森農政係長

13ページのナンバー1から始めてもらって、今日の総会に出席したでナンバー1が埋まるという形です。

藤田（健）委員

今日の会がナンバー1だけでいいのであれば、これを切り取らなくてはいけないのですか。

中森農政係長

今回この総会に出席したでナンバー1が一つ終わって、次もし誰かに会って相談を受けたとかになったら、ナンバー2のところ日にちとか書いていただいて、お名前とか無理に書いていただく必要はないので分かる範囲で大丈夫です。

藤田（健）委員

例えば4月は今日の総会だけだったらナンバー1に書いてそして右上に氏名、この13ページ、14ページを出せばいいわけですか。空白でも。

中森農政係長

左側で切り取れるので、1件しかなくても1枚を切り取って提出してください。

井下委員

書くのは項目があるでしょ。項目は9ページのを見て書くのですか。

中森農政係長

はい、そうです。

井下委員

今日だったら、4月5日の1-①でいいのですか。

中森農政係長

1-①の総会、研修会の出席で大丈夫です。

藤田会長

はい、塩見委員。

塩見委員

そしたら、まとめが106ページにあるではないです

か。あれは、1年間が終わったときに出すのですか。

**中森農政係長
塩見委員**

はい、そうです。

例えば4月だったら、切り取ったら分からなくなるから先に書いて、そして、提出は来年の4月の総会のときに出したらいいんですね。

**中森農政係長
塩見委員
藤田会長**

はい、4月の総会のときに提出になります。

はい、分かりました。

今日、ここへ初めて置いたのでなかなか直ぐというのは難しいので、帰って見て今までの活動記録と照らし合わせて書いていただいて、塩見委員が言われたように106ページの分は書いておいて、1年分として最後に出すというようになりますので、付けていきながら分からないことがあれば事務局の方にお尋ねして書いていただいたらと思います。以前と比べて繁雑になってきて、我々も農業委員としての活動もいい加減にしてほしいとなるのですが、多少はそういったことも振興していかないかんというところがございますので、大変ですけど提出書類の中身についてもお願いしたいと思います。

他に御意見、御質問はございませんか。はい、土岐委員。

土岐委員

萩生地区の土岐と申します。この活動記録セットの問題ではないと思うのですが、私のほ場にこの前にも話をしましたようにイノシシがすごく出ているんですよ。金子山の南側なのでですけども、そのイノシシが田のところを流れている西河川という川が、最終的には東川に合流しているのですが、この川の堤防を激しく壊すんですよ。一晩のうちに5メートルくらい、高さ3メートルくらいある堤防を長さ10メートルくらい、1頭だけではとても壊せるくらい堤防を壊しまして、その堤防の中に重さ10キログラム余るのだろかと思うような石が田の中に5メートルくらい入ったところに入っているんです。こんな状態になっていますので地方局の方へ電話を

入れたんです。こういうことで堤防が壊されているのだけれども、何とか対処をしてほしいといったところ、邪魔になったら入っている土を元に戻して自分で直してくださいというような返事で、我々、こんな年齢になりまして、自分で直せといわれてもそんな簡単に直せるものではないです。何とかその辺のところは行政で調整できないだろうかと思ひまして、私も腹が立ちまして、直せといわれましてそんなに簡単に直るものではないといったのですが、最初、電話でこういう状態なので見に来てくださいと言ったら返事がないんですよ。その後、もうそろそろ見に来てくれるかと思って連絡したら、あの件は見に行きました。あれくらいなら自分で直して下さい。そんなことでは困るので、何とか方法はないでしょうか。

藤田会長

農業委員会としても、我々は農地を守り、農業者を守るということは前提にはあるのですが、今のところは、西河川は県の管理河川で土岐委員が県の方へお願いをしたら、あなたらで直してくださいと、自分達の農地はというようなことみたいなのですが、いずれにしても融資の問題については新居浜市は農林水産課が担当でいろいろやっている、15日までは猟期なのでいろいろできたのですが、猟期が閉まったので駆除班ということでやっていくというようなことになっていくと思います。そのことについては農水の方へもお話はしておきますけど、農地全体で取り組むのは、あそこは萩生土地改良区ですよね。土地改良区でいろいろと考えて対応するとか、個人の方になるといろいろなことがありますし、我々農業委員会としてもそれぞれ言ってくださいという訳にもいきませんので、関係機関には働きかけをしますが、最終的にはそれぞれの関係者が立ち上がっていかないと、農林水産課にお願いしてもイノシシの駆除とかその辺のことについて、あとのことについてはそれぞれがや

らなくてはいけない、防御についても例えばものが稲作とか野菜ができてその防除についても市の補助金を使つての防護柵とか電気柵とかいうようなことで、それぞれの方々がやらなくてはいけないというのが今の状況なので、行政、県業者も合わせて補助金が多少しか出ませんので、それがもう少し多ければありがたいのですが、とにかくその集落、地域の方々皆でとにかく力を合わせて対処していく、取り組んでいくというようにやっていかないと難しい、萩生だけではなくて山の近くは皆そうですから、我々垣生でも非常に困っておるというような、役所は何をしてくれるのかと聞きますが、役所は何もしてくれない、我々がしなくてはいけないと、そのための防護柵の補助金であるとか、防除についてはそれなりのことをやってくれているから、我々も狩猟免許を取ってそれに対応をしていかなくてはいけないというようになりますよという話はするのですが、いろいろ困っているのは聞くのですが、そういった中で我々農業委員会としても、最初申し上げましたように関係機関に対応してほしいと伝えますけど、あとは萩生の土地改良区で話ししていただいて考えていただくとか、県の方にも取り組んでいただきたらと思います。

土岐委員

分かりました。機会があればそういう話も伝えてもらえたらと思います。お願いします。

藤田会長

今の記録簿の関係については、皆様がそれぞれでやられる中で分からないことがあれば事務局の方へお手合わせしていただいて作成について取り組んでいただけたらと思います。他に御意見、御質問はございませんか。はい、岡田（充）委員。

岡田（充）委員

景観形成作物のほ場の件ですけども、現在、去年の9月にポピーの種まきをして、今、ポピーが成長しまして草がもの凄く生えまして草取りをお願いしたいと思うのですが。

藤田会長

各ほ場で農政係長と相談していきながら計画を立てて取り組んでいただけたらと思います。

中森農政係長

本日、日にちを決めていただけたらと思いますので、高津地区の方残っていただけてお話をお願いします。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上をもちまして、第23回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

近藤事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員